

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分	(2)市町村区分	(3)所轄庁区分	(4)法人番号	(5)法人区分	(6)活動状況
28 兵庫県	215 三木市	28000	4140005006297	01 一般法人	01 運営中
(7)法人の名称	社会福祉法人まなの会				
(8)主たる事務所の住所	兵庫県	三木市	福井字鷹尾1981-1		
(9)主たる事務所の電話番号	0794-83-3335	(10)主たる事務所のFAX番号	0794-83-3222	(11)従たる事務所の有無	2 無
(12)従たる事務所の住所					
(13)法人のホームページURL	http://www.imwg.or.jp/		(14)法人のメールアドレス	mananokai@imwg.or.jp	
(15)法人の設立認可年月日	平成17年11月1日	(16)法人の設立登記年月日	平成17年11月24日		

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	7名以上9名以内	(2)評議員の現員	7	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	180,000
-----------	----------	-----------	---	--------------------------------	---------

(3-1)評議員の氏名	(3-3)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
(3-2)評議員の職業				
加古英俊	R3.6.21 ~ R7.6	2 無	2 無	3
社会保険労務士				
石部聡	R3.6.21 ~ R7.6	2 無	2 無	1
会社役員				
五百蔵信子	R3.6.21 ~ R7.6	2 無	2 無	3
会社役員				
和田祥代	R3.6.21 ~ R7.6	2 無	2 無	3
会社役員				
清水善弘	R3.6.21 ~ R7.6	2 無	2 無	2
会社役員				
河本洋一	R3.6.21 ~ R7.6	2 無	2 無	3
会社役員				
津村美智子	R3.6.21 ~ R7.6	2 無	2 無	2
会社役員				

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	6名以上8名以内	(2)理事の現員	6	(3-12)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	22,484,000	2 特例無
----------	----------	----------	---	--------------------------------	------------	-------

(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職(注)	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況
	(3-8)理事の任期		(3-9)理事要件の区分別該当状況		(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態
福見直邦	1 理事長	平成17年11月24日	2 非常勤	令和3年6月21日	医師、医療法人社団 理事長	2 無
	R3.6.21 ~ R5.6		1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	1 有	3 職員給与のみ支給	7
福見知子	3 その他理事		2 非常勤	令和3年6月21日	医師、医療法人社団 理事	2 無
	R3.6.21 ~ R5.6		1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	1 有	3 職員給与のみ支給	7
小林誠和	3 その他理事		2 非常勤	令和3年6月21日	社会福祉法人 理事長	2 無
	R3.6.21 ~ R5.6		1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	2 無	2 理事報酬のみ支給	5
小島俊己	3 その他理事		2 非常勤	令和3年6月21日	医師、医療法人社団 理事長	2 無
	R3.6.21 ~ R5.6		2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者	2 無	2 理事報酬のみ支給	4
高階和洋	3 その他理事		2 非常勤	令和3年6月21日	法人内事業所 施設長	2 無
	R3.6.21 ~ R5.6		3 施設の管理者	2 無	3 職員給与のみ支給	7
上山秀樹	3 その他理事		2 非常勤	令和3年6月21日	法人内事業所 施設長	2 無
	R3.6.21 ~ R5.6		3 施設の管理者	2 無	3 職員給与のみ支給	7

(注)「(3-2)理事の役職」のうち、「理事長」とは、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。
「業務執行理事」とは、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する業務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	2	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	100,000
----------	---	----------	---	-------------------------------	---------

(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日
	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況	(3-7)前会計年度における理事会への出席回数
大澤正人	税理士	2 無	令和3年6月21日
	R3.6.21 ~ R5.6	5 財務管理に識見を有する者(税理士)	4
竹本 慎	高齢者福祉施設施設長(社会福祉法人神戸老人ホーム理事)	2 無	令和5年6月17日
	R5.6.17 ~ R7.6	3 社会福祉事業に識見を有する者(その他)	5

5. 前会計年度・当該会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当該会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(2-2)当該会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)
------------------------------------	---------------------------	-----------------------------	-------------------------------------	----------------------------

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数					
①常勤専従者の実数	3	②常勤兼務者の実数	0	③非常勤者の実数	0
		常勤換算数	0.0	常勤換算数	0.0
(2)施設・事業所職員の人数					
①常勤専従者の実数	92	②常勤兼務者の実数	4	③非常勤者の実数	41
		常勤換算数	4.0	常勤換算数	12.8

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数				(3)評議員会ごとの決議事項
	評議員	理事	監事	会計監査人	
令和5年6月17日	7	4	0		・R4年度決算 ・役員（理事・監事）の選任 ・カトレアロイヤル神戸 借入金返済期間延長について
令和5年12月25日	6	2	2		・R5年度 補正予算（第1次補正案） ・公印管理規程 一部改定 ・カトレアロイヤル神戸 借入金返済（既存借入金借換及び抵当権の再設定）
令和6年3月18日	6	2	2		・R5年度 補正予算（第2次補正案） ・R6年度 事業計画案 ・R6年度 予算案

(4)うち開催を省略した回数 0

8. 前会計年度に実施した理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
令和5年6月2日	4	1	・R4年度 事業報告 ・R4年度 決算 ・次期役員候補者の評議員会への推薦 ・定時評議員会の開催
令和5年6月10日	6	2	・給食委託業者 契約食事代の値上げ（開催省略）
令和5年6月17日	4	2	・理事長の選定 ・第三者委員の選任
令和5年12月8日	6	1	・R5年度 補正予算（第1次補正案） ・公印管理規程 一部改定 ・カトレアロイヤル神戸 借入金返済（既存借入金の借換及び抵当権の再設定） ・評議員会の開催
令和6年1月6日	6	2	・カトレア三木 介護業務における労働環境改善支援事業（開催省略）
令和6年2月26日	5	1	・R5年度 補正予算（第2次補正案） ・R6年度 事業計画（案） ・R6年度 予算（案） ・役員賠償責任保険加入 ・カトレアロイヤル神戸 管理者選任 ・就業規則「所定労働時間」の変更
令和6年3月25日	6	1	賃金規程 等級号俸表の改定 理事長の月額報酬に関する改定

(4)うち開催を省略した回数 2

9. 前会計年度に実施した監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名	高東美代子 大澤正人
(2)監査報告により求められた改善すべき事項	特になし
(3)監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応	なし

10. 前会計年度に実施した会計監査(会計監査人による監査に準ずる監査を含む)の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分	
----------------------------	--

①-1拠点 区分コード 分類	①-2拠点 区分名称	①-3事業類型コー ド分類	①-4実施事業名称				②事業所の名称				
		③事業所の所在地				④事業所の 土地の保有 状況	⑤事業所の 建物の保有 状況	⑥事業所単位での事業開 始年月日	⑦事業所単 位での定員	⑧年間(4月～3 月)利用者延べ総 数(人/年)	
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)									
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積			
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日 (1回目)	(ア) - 2 修繕年月日 (2回目)	(ア) - 3 修繕年月日 (3回目)	(ア) - 4 修繕年月日 (4回目)	(ア) - 5修繕年月日 (5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)			
001	本部	000000001	本部経理区分				法人本部				
		兵庫県	三木市	福井字鷹尾1981-1		3 自己所有	3 自己所有	平成18年10月15日	0	0	
		ア建設費						0			
		イ大規模修繕									
002	カトレア三木	01030202	特別養護老人ホーム(介護福祉サ-ビス)				カトレア三木				
		兵庫県	三木市	福井字鷹尾1981-1		3 自己所有	3 自己所有	平成18年10月15日	50	17,699	
		ア建設費	平成18年10月15日	62,048,457	123,400,000	595,300,000	780,748,457	3,471,490			
		イ大規模修繕	令和2年12月5日	令和3年6月1日	令和3年10月29日	令和3年11月17日	令和4年5月31日	43,114,986			
002	カトレア三木	02120402	老人短期入所施設(短期入所生活介護)				カトレア三木				
		兵庫県	三木市	福井字鷹尾1981-1		3 自己所有	3 自己所有	平成18年10月15日	20	6,074	
		ア建設費	平成18年10月15日		22,000,000		22,000,000				
		イ大規模修繕	令和2年12月5日	令和3年6月1日	令和3年10月29日	令和3年11月17日	令和4年5月31日	17,245,974			
003	ケアハウスカ トレア神戸	01030301	軽費老人ホーム				ケアハウスカトレア神戸				
		兵庫県	神戸市北区	松宮台1丁目37-2		3 自己所有	3 自己所有	平成22年4月1日	30	10,259	
		ア建設費	平成22年4月1日	70,059,645	60,000,000	343,500,000	473,559,645	1,613,290			
		イ大規模修繕	令和4年10月31日	令和5年3月31日				12,464,648			
004	カトレア鈴蘭 台	01030202	特別養護老人ホーム(介護福祉サ-ビス)				カトレア鈴蘭台				
		兵庫県	神戸市北区	鈴蘭台北町1丁目21-10		3 自己所有	3 自己所有	平成29年10月1日	30	10,449	
		ア建設費	平成29年10月1日	215,229,788	104,130,000	270,000,000	589,359,788	3,924,210			
		イ大規模修繕									
004	カトレア鈴蘭 台	02120401	老人短期入所事業(短期入所生活介護)				カトレア鈴蘭台				
		兵庫県	神戸市北区	鈴蘭台北町1丁目21-10		3 自己所有	3 自己所有	平成29年10月1日	10	3,384	
		ア建設費	平成29年10月1日	106,453,263		90,000,000	196,453,263	0.000			
		イ大規模修繕									
005	ケアハウスカ トレアすずら ん台	01030301	軽費老人ホーム				ケアハウスカトレアすずらん台				
		兵庫県	神戸市北区	鈴蘭台北町1丁目21-10		3 自己所有	3 自己所有	平成29年10月1日	30	9,383	
		ア建設費	平成29年10月1日	240,729,789	78,630,000	270,000,000	589,359,789	0.000			
		イ大規模修繕									

①-1拠点 区分コード 分類	①-2拠点 区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称			②事業所の名称				
		③事業所の所在地			④事業所の 土地の保有 状況	⑤事業所の 建物の保有 状況	⑥事業所単位での事業開 始年月日	⑦事業所単 位での定員	⑧年間(4月～3 月)利用者延べ総 数(人/年)	
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)								
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積		
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日 (1回目)	(ア) - 2 修繕年月日 (2回目)	(ア) - 3 修繕年月日 (3回目)	(ア) - 4 修繕年月日 (4回目)	(ア) - 5 修繕年月日 (5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)		
006	カトレアロイヤル神戸	03321101	有料老人ホームを経営する事業			カトレアロイヤル神戸				
		兵庫県	神戸市北区 鈴蘭台西町3丁目2-48			2 民間からの賃借等 3 自己所有				
			平成26年1月15日	15,828,793	56,668,000	600,000,000	672,496,793	80	25,236	
		ア建設費							2,757,390	
		イ大規模修繕								

①-1拠点 区分コード 分類	①-2拠点 区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称		②事業所の名称				
		③事業所の所在地			④事業所の 土地の保有 状況	⑤事業所の 建物の保有 状況	⑥事業所単位での事業開 始年月日	⑦事業所単 位での定員	⑧年間(4月～3 月)利用者延べ総 数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)							
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積	
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日 (1回目)	(ア) - 2 修繕年月日 (2回目)	(ア) - 3 修繕年月日 (3回目)	(ア) - 4 修繕年月日 (4回目)	(ア) - 5 修繕年月日 (5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)	

--

11-2. 地域における公益的な取組（地域公益事業(再掲)含む）

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
	④取組内容	
地域における公益的な取組④（地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供）	福祉避難所	三木市内、神戸市内
	地域の要支援者に対して、災害時の避難場所として施設を開放。	
地域における公益的な取組⑧（地域の関係者とのネットワークづくり）	三木市内高齢者関連施設協議会	三木市内
	居宅サービス事業者や病院との連携による地域の要支援者ニーズの把握。	
地域における公益的な取組⑤（既存事業の利用料の減額・免除）	三木市 社会福祉法人等利用者負担軽減制度	三木市内
	減額割合は、1/4。ただし、軽減対象者のうち、高齢福祉年金受給者は1/2、生活保護受給者等は全額。	
地域における公益的な取組⑤（既存事業の利用料の減額・免除）	神戸市 社会福祉法人等利用者負担軽減制度	神戸市全域
	減額割合は、1/4。ただし、軽減対象者のうち、高齢福祉年金受給者は1/2、生活保護受給者等は全額。	
地域における公益的な取組⑧（地域の関係者とのネットワークづくり）	北播磨給食支援ネットワークへの参加	北播磨管内
	災害発生に向け、近隣施設との非常食備蓄状況の共有、定期連絡 訓練の実施	
地域における公益的な取組⑧（地域の関係者とのネットワークづくり）	社会福祉法人連絡協議会ほっとかへんネット	神戸市北区
	神戸市北区内の社会福祉法人で運営。地域ニーズの拾い上げと実践。	
地域における公益的な取組②（地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援）	地域見守り給食	神戸市北区
	地域の給食会にレシピを提供	
地域における公益的な取組⑧（地域の関係者とのネットワークづくり）	地域交流（児童館）	神戸市北区
	地域児童館との交流	
地域における公益的な取組⑧（地域の関係者とのネットワークづくり）	近隣住民への情報発信	神戸市北区施設周辺
	地域民生委員等への現況報告及び今後の取り組みについての報告会の開催	

1 2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況（社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません）

① 社会福祉充実残額等の総額（円）

0

② 社会福祉充実計画の策定の状況

①事業名	②事業種別	④事業内容（記述）	⑤計画における事業費のうち社会福祉充実残額財源の合計（円）	⑥⑤のうち今会計年度以降の合計（円）	
	③事業内容				
			⑤の合計（円）	⑥の合計（円）	
			0	0	

③ 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額

①社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）（円）

0

②地域公益事業（円）

0

③公益事業（円）

0

④合計額（①＋②＋③）（円）

0

④ 社会福祉充実計画の実施期間

～

1 3. 透明性の確保に向けた取組状況

(1)積極的な情報公表への取組

①任意事項の公表の有無

㊦事業報告

1 有

㊦財産目録

1 有

㊦事業計画書

1 有

㊦第三者評価結果

2 無

㊦苦情処理結果

2 無

㊦監事監査結果

1 有

㊦附属明細書

2 無

(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況

①事業運営に係る公費（円）

555,662,721

②施設・設備に係る公費（円）

20,662,011

③国庫補助金等特別積立金取崩累計額（円）

0

(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について

施設名	直近の受審年度
カトレア三木	25年度
ケアハウスカトレア神戸	28年度

1 4．ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

①実施者の区分	
②実施者の氏名（法人の場合は法人名）	
③業務内容	
④費用〔年額〕（円）	

(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

①所轄庁から求められた改善事項	文書指摘通知日：令和4年11月24日
	1.経理規程（1）専決事項
	ア 専決規程第2条において理事長専決事項を定めているが、専決権者である理事長の決裁を経ずに契約が行われているものが認められた。今後は、専決権者の決裁を適正に行うこと。
	イ 専決規程第2条において、契約について理事長が専決できる額は
	「①工事または製造の請負 50万円以上250万円未満の契約」
	「②食料品・物品等の買入 50万円以上160万円未満の契約」とされているところ、
	理事長が専決できる額を超えているにもかかわらず、理事会の決議を得ていない契約が散見された。
	理事長の専決権限を越える契約を締結するに当たっては、今後、理事会で決議すること。
	なお、契約金額は月額ではなく「契約期間の総額」により判断し、自動更新条項に基づき
	期間を更新する場合も同様に取り扱うこと。単価による契約についても、単価の予定価格に
	購入予定数量を乗じて得た額により、契約方法（競争入札、随意契約等）を決定すること。
	2.契約（1）随意契約
	随意契約について、以下の不備・不適切な処理が認められた。
	ついては、随意契約が適正な理由及び手続により行われたものであることを明らかにするため、
	随意契約を行うに当たっては、随意契約とした理由や経緯、見積結果等を稟議書に明記し、
	関係資料を添付すること。
	特に経緯等が不明瞭な状態で行った法人関係者との契約については、特別の利益供与を疑われる
	可能性も高いため、経理規程に定める随意契約できる場合の要件を遵守し、適正な契約を行うこと。
	なお、継続的な契約については、定期的に契約内容の見直しを行い、適正な契約の維持に努めること。
	ア 物品の購入に係る随意契約の稟議書において、経理規程第74条第1項第5号（時価に比して
	有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合）に該当すると判断した理由や
	経緯等の説明が不明瞭であった。
	イ（医）顕修会との夜間業務委託（平成26年4月1日付契約）について、契約期間の定めがない
	契約となっているが、稟議書を紛失しており、契約期間の定めがない理由や随意契約とした理由、
	業者選定の経緯等が確認できなかった。
	なお、（医）顕修会の理事長は、まなの会理事長の父目つ元理事である。
	ウ カトレア鈴蘭台・ケアハウスカトレアすずらん台で使用する公用車のリース契約について、
	（株）IMGに対し別の業者から提出のあった見積書よりも安価に契約することはできないかと
	相談したうえで契約していた。
	（株）IMGは、法人本部等で使用する公用車のリース契約を既に複数おこなっており、
	スケールメリットにより結果として安価で契約しているものの、経理規程に則った適正な随意契約とは
	認めがたい。なお、（株）IMGの代表取締役は、まなの会理事長の姉目つ元理事であり、
	公用車のリース契約のほか、借地、物品等の複数の契約を行っている。

②実施した改善内容

1. 2. 経理規程並びに専決規程の内容を、ご指摘いただいた点を含め周知しました。
周知の対象者は各事業所管理者、及び稟議書起案などにかかわる職員全員とし、
適正に決裁が行われるよう改めて徹底いたしました。
稟議書の様式を変更し、契約金額別に3種類の様式とし、記載すべき事項が漏れなく記載できるよう、
また、誰が作成しても必要な手続き（専決内が理事会での決議が必要か、適正な契約方法であるか等）
が確認できるように改定しました。
今後も職員への定期的に契約における留意事項の周知をし、さらに稟議書様式の精査・修正を随時行いながら、
より適正な手続きが行えるよう留意してまいります。
併せて稟議書の保管場所も様式に明記し、さらに年度ごとに作成した稟議書の一覧を作成することで、
適切に稟議書の保管が行えるようにいたしました。
2.ア イ ウ
法人関係者との契約は特別の利益供与を疑われることのないよう十分内容を精査し、
またその他の契約においても継続的なものは適宜見直しを実施し、適切な契約となるよう留意してまいります。

1 5．その他

退職手当制度の加入状況等（複数回答可）

① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度（（独）福祉医療機構）に加入	1 有
② 中小企業退職金共済制度（（独）勤労者退職金共済機構）に加入	2 無
③ 特定退職金共済制度（商工会議所）に加入	2 無
④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	2 無
⑤ その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●）	
⑥ 法人独自で退職手当制度を整備	2 無
⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	2 無

1 6．社員として所属する社会福祉連携推進法人の名称